

瓜生山同窓会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、瓜生山同窓会と称す。
第2条 本会は、事務局を京都市左京区北白川瓜生山2-116 京都造形芸術大学内に置く。
第3条 本会は、会員相互の消息を通じると共に親睦を図り、更に母校の発展・芸術の振興を図ることを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。
1 会員名簿の作成及び管理
2 会報の発行
3 在学生・卒業生に対し、就職活動・課外活動の援助を行なう
4 その他本会の目的達成に必要なとする活動

第二章 会員

- 第5条 京都芸術短期大学・京都造形芸術大学を卒業した者で、会費を納め、役員会に於いて承認を得た者を正会員とする。 在籍した者削除（現状に合わせた）
京都芸術短期大学専攻科修了生、京都造形芸術大学大学院修了生については、前項に準ずる。
京都造形芸術大学に1年以上在籍したものの内、会費を納め、役員会に於いて承認を得た者を準会員とする。 2009年1月1日 追加
第6条 京都芸術短期大学・京都造形芸術大学の教職員及び旧教職員、幹事会の承認した者を特別会員とする。

第三章 役員・監査・幹事・相談役・顧問

- 第8条 本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 2名
会計 1名
書記 1名
庶務 若干名 庶務追加、監査、幹事分離
第9条 役員は、役員会を組織し会務を処理する。
第10条 会長・副会長は会員よりこれを選挙し、会計・書記は会員中より会長これを委嘱する。
第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
第12条 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
第13条 会計は、本会の経理を掌り会計事務に関する全ての責任を持つ。
第14条 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
第15条 庶務は、会務を担当する。 庶務追加
第16条 役員の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。
第17条 本会に監査1名を置く。 条文独立
第18条 監査は任期満了した本会役員中より会長これを委嘱する。 条文移動
第19条 監査は、会計事務に関する全ての監査責任を持つ。
第20条 監査の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。 条文独立
第21条 本会に幹事を置く。 条文独立
各分野より代表1名、補佐役2名以内とする。
第22条 幹事は幹事会を構成し、総会・役員会の議事に関して会員を代表する者であり、委ねられた決議権の行使により会務を処理する。
第23条 幹事の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。 条文独立
第24条 本会は、必要に応じて相談役・顧問を置くことができる。

第四章 事務局

- 第25条 本会の事務局は京都造形芸術大学事務局に委託する。

第五章 総会

- 第26条 通常総会は毎年1回会長これを召集するが、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
第27条 総会召集は原則として期日より1か月前に通知を要す。
第28条 下記事項はこれを通常総会に提出しその承認を受けるものとする。
1 会長・副会長の選任に関する事項
2 活動報告及び事業計画
3 予算及び決算
4 会則改正に関する事項
5 その他役員会に於いて必要と認めたる事項
第29条 総会決議は出席幹事と正会員の過半数を以てこれを決議する。但し、会則の変更は出席幹事の三分の二以上の同意を得るものとする。 「正」会員（記載を正しく）
第30条 会員は書面を以て総会に於ける決議権の行使を各分野代表幹事に委任することができる。決議権の行使を幹事に委任したものは出席者と見なし、 「出席」追加
第31条 総会での議事録は、これに議長及び出席会員中より2名が署名捺印し、本会の本部に備えるものとする。

第六章 資産・会費及び会計

- 第32条 本会の資産は、終身会費・寄付金・物品その他の収入とする。
第33条 正会員は本会の終身会費三万円を納めなければならない。
第34条 既納の会費は如何なる理由があっても返還しない。但し、準会員の内、退学したもの若しくは除籍となった者についてはこの限りにあらず。 2009年1月1日 但書以降追加
第35条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第36条 本会の資産は会長が管理し、現金は役員会の承認を経て会長が事務局に委嘱する。

第七章 雑則

- 第37条 本会会則の執行についての細則は、総会及び役員会の決議を経て別に定める。
第38条 会員が本会会則その他の規則を遵守せず、又本会の名誉を著しく毀損する行為があったときは、役員会の決議を以て除名することができる。
第39条 会員は次の理由によりその資格を失う。
1 死亡したとき
2 除名されたとき
3 本人からの申し出があったとき 2009年1月1日追加
準会員は次の理由によりその資格を失う。 2009年1月1日追加
1 前項1号から3号に該当するとき

2 京都造形芸術大学を退学したとき、若しくは除籍となったとき
第40条 会員は、その住所氏名を変更したときは速やかにこれを事務局に通知しなければならない。

附則

本会会則は平成14年2月10日に発足し、平成14年4月1日よりこれを施行する。
本会会則は平成16年6月26日に改定し、平成17年4月1日よりこれを施行する。
本会会則は平成17年7月31日に改定し、同日これを施行する。
本会会則は平成20年12月2日に改定し、平成21年1月1日よりこれを施行する。

細則

会費の徴収時期については、通学部は在籍2年目の授業料納入時、通信教育部は卒業判定後とする。

2009年1月1日 通学部の納付時期を変更